

大楽院墓地使用規則

(目的)

第1条 本規則は、宗教法人大楽院が管理する墓地（以下、「墓地」という。）の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(墓地の使用)

第2条 使用者は、墓地の区画（以下「墓所」という。）を、契約成立後【第8条又は第9条の規定により契約が解除されない限り、継続して】使用する権利を有する。

- 2 使用者は、管理者に届け出て、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。
- 3 使用者は、墳墓の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。
- 4 使用者は、管理者の承諾を得ずに墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。

(使用料)

第3条 使用者は、管理者が定める期日までに使用料を支払わなければならない。

(墓地の管理)

第4条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者がその責任を負う。

- 2 墓地の環境整備その他の管理（前項に規定するものを除く。）については、管理者がその責任を負う。

(管理料)

第5条 管理者は、前条第2項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年管理料を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。

- 2 管理者は、物価の変動等により、当該時点における管理料によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、又はその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理料を改定することができる。この場合において、管理者は、改定後の額及び改定の具体

的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(使用者の地位の承継)

第6条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに管理者に届出を行うものとする。

2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しない場合には、書面をもって管理者にその旨を届け出るものとする。

(使用者による契約の解除)

第7条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び管理料の返還を請求することはできない。

3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年度の管理料を納付していないときは、使用者は当該管理料を支払わなければならない。

(管理者による契約の解除)

第8条 管理者は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったときは書面をもって、契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、管理者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

一 二年間管理料を支払わなかった場合

二 第2条第3項に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合

三 第2条第4項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第9条 契約は、次に掲げる場合に終了する。

一 第6条第2項の届出があったとき

二 前一条の規定により契約が解除されたとき

2 契約が終了したときは、使用者であった者又はその祭祀承継者（次項及び第項において「元使用者等」という。）は、速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。

3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において管理者は、墓石

等を撤去し、及び埋蔵された焼骨を墓地内の合祀墓に移すことができる。
4 前項の場合においては、管理者は実費を元使用者等に請求することができる。

(規則の改訂)

第10条 関連法律・条例等の改正があった場合、本規則を改正することができる。

2 本規則の改正には当寺院責任役員会の議決を要する。